

(公印省略)

平成31年2月20日

居宅介護支援事業者 各位

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課

平成31年度 特定事業所加算の算定基準に関する考え方について

このことについて、平成30年4月2日、4日付で特定事業所加算の算定基準に関する当市の考え方を示しておりました。

この度下記の通り見直しましたので、平成31年度からの運用につきまして、遺漏なきようお願い計らいをお願いいたします。

記

(要件8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること

⇒次の会議および研修会に参加していること

「個別地域ケア会議」、「虐待コアメンバー会議・評価会議」、「自立支援型地域ケア会議」、

「認知症事例検討会（牧病院主催）」、「在宅医療・介護連携他職種研修会（医師会主催）」

※主な変更点…見学を不可とした

(要件12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること

⇒次のいずれかに該当すること

●2法人以上の居宅介護支援事業所で研修会を共同企画して実施

●「筑紫野市居宅介護支援事業所連絡会」のまとめ役員、各回役員

※主な変更点…「在宅医療・介護連携他職種研修会（医師会主催）」を対象外とした

「筑紫野市居宅介護支援事業所連絡会」の企画役員を対象外とした

事例提供者、講師としての関与のみを対象外とした

以上